

消防本部他一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

本仕様書は作業の大要を示すものであるが、現場等の状況に応じて、軽微なものは、本書に記載されない事項であっても、委託者が美観上、必要と認めた作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 委託業務の内容

- (1) 庁舎内より排出された一般廃棄物の収集、運搬処理
- (2) 庁舎内より排出された粗大ゴミの収集、運搬処理

2 処理委託する廃棄物

- (1) 処理委託する一般廃棄物は、可燃ゴミ、不燃ゴミ、ビン、カン類の4種類とする。
- (2) 粗大ゴミは、廃棄する消防用ホース、テーブル、椅子及びその他指示する廃棄物とする。
- (3) 上記(2)の廃棄物を処理委託する場合は、委託者と受託者が協議し実施する。

3 委託施設及び所在地

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 消防本部及び佐倉消防署 | 佐倉市大蛇町 2 8 1 |
| (2) 佐倉消防署神門出張所 | 佐倉市神門 6 4 2-5 |
| (3) 佐倉消防署臼井出張所 | 佐倉市染井野 3-1-5 |
| (4) 佐倉消防署角来出張所 | 佐倉市角来 1 7 3 0 |
| (5) 志津消防署 | 佐倉市ユーカーリが丘 1-1-2 8 |
| (6) 志津消防署志津南出張所 | 佐倉市中志津 3-3 5-1 |

4 収集運搬予定数量

1 日約 7 6 . 0 kg

(可燃ゴミ : 7 4 kg、不燃ゴミ : 1 kg、ビン・カン類 1 kg)

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

6 収集について

- (1) 可燃ゴミ
月曜日から金曜日までの毎日
- (2) 不燃ゴミ
月 2 回 (委託者が、臨時に必要としたときはこの限りでない) 第 2 及び第 4 木曜日

(3) ビン・カン類

週 1 回（委託者が臨時に必要としたときはこの限りでない）毎週火曜日

(4) 粗大ゴミ

年 3 回程度（委託する場合は、別途指示する。）

(5) 収集日時

佐倉市八街市酒々井町消防組合の休日に関する条例（平成元年条例第 7 号）に規定する組合の休日以外とし、午前中（8 時から 12 時までの間）に行うものとする。

7 搬入先

一般廃棄物及び粗大ゴミの処分については、佐倉市・酒々井町清掃組合に搬入するものとする。

8 作業要員（一般的事項）

(1) 受託者は作業要員を適正に配置し委託者の業務に支障のないよう、能率的に行う事を絶対条件とする。

(2) 作業要員の服装は必ず統一し、受託会社名、作業見分けを容易にすること。

(3) 受託者は、処理内容を記録した報告書を提出すること。

(4) 受託者は、必要な全ての各種名義の届出及び変更手続き等は、委託者の業務に支障のないよう、遅滞なく契約金額の範囲内で履行する。また、契約が解消した時は、委託者の業務に支障のないよう速やかに次の受託者に引き継ぐものとする。

(5) 受託者は契約の履行について、業務を下請等、第三者に委託し、または請負わせてはならない。

9 その他

(1) 一般事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに佐倉市条例を遵守すること。

イ その他、細部については、委託者係員の指示による。

(2) 損害その他

作業の実施にあたり、構内の建物、工作物、その他備品等に対して故意又は重大なる過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は受託者の責任において、それを負うものとする。